

R6 桂川河川保全利用委員会 結果報告

日 時： 令和6年10月4日(金) 13時00分～14時45分

場 所： 上流域流域センター
(淀川河川事務所 伏見出張所内)

参加者数： 委員6名、占用者8名、一般傍聴者1名、
河川管理者5名、事務局3名



会議の様子

1. 議事内容および出席者

桂川河川保全利用委員会の議事内容および出席者は、以下に示すとおりであった。

議事内容

- 1) これまでの会議の報告
 - ①令和6年度 連絡調整会議の報告
 - ②令和6年度 占用者説明会の報告
- 2) 令和6年度 審議対象案件
- 3) 一般傍聴者からの意見聴取
- 4) とりまとめ
- 5) その他



会議の様子

出席者

	委員名	所属・役職	備考	出欠
委員	下村 泰史	京都芸術大学 芸術教養学科 教授	委員長	○
	岡 秀郎	公益社団法人 大阪自然環境保全協会 理事	副委員長	○
	澤井 健二	摂南大学 名誉教授		○
	原田 禎夫	同志社大学 経済学部 准教授		○
	坂東 美紀	公益財団法人 京都府スポーツ協会 事務局長		○代理
行政委員		京都府総合政策環境部 自然環境保全課 課長		○代理
		京都府教育庁指導部社会教育課 課長		×

2. 現地視察

委員会開催に先立ち、現地を視察した。

現地視察先	占有者
No. 62 桂川緑地離宮前公園	京都市建設局 西京土木みどり事務所
No. 57 桂川緑地公園	京都市建設局 西部土木みどり事務所
No. 64 久我橋東詰公園	京都市市民文化局 市民スポーツ振興室
No. 51 大山崎町桂川河川敷公園	大山崎町 環境事業部 建設課



No. 62 桂川緑地離宮前公園



No. 57 桂川緑地公園



No. 64 久我橋東詰公園



No. 51 大山崎町桂川河川敷公園

3. これまでの会議の報告

今年度より参加いただいた原田委員にご挨拶いただいた。

今年度実施した「連絡調整会議」、「占有者説明会」の内容について報告した。占有者説明会は従来どおり、当該審議対象案件の占有者に説明を行っている。連絡調整会議では、かわまちづくりに関連し、淀川十三地区について情報共有し、環境保全や環境学習についての取組み計画が示されたが、事業者に対し、さらに検討を進めていくべきだという指摘があった。

4. 令和6年度審議対象案件の審議

令和6年度審議対象の4件について審議した。審議対象案件に対する委員会意見は次のとおりである（審議順）。

■No. 62 桂川緑地離宮前公園（京都市西京土木みどり事務所、ランクA）

- ・草刈りの時期について今年是对応が少し遅れているということだったが、高茎草本の種がついている状態だったと見えた。飛散前に刈り取られるよう努力されたい。
- ・環境看板が設置されていた。シロバナタンポポはここに生えているが分布域はそれほど多くない。外来のセイヨウタンポポに置き換わりが進んでいることもあり、在来の種を守っていくことができるような対応をされたい。
⇒草刈りの時期については、ご指摘や市民の要望も聞きながら対応していきたい。
- ・看板が健在でよかった。手作り感も良い。入れ替えられるようになっていて季節を感じられ、情報のアップデートもできる。NPOと協働で取り組んでいることも評価できる。大きな公園でよく見かける高価な看板は結局劣化する恐れがある。こちらの看板の事例はよい参考になり、ほかの占有地でもぜひ参考にしてもらいたい。
- ・公園利用者向けの観察会のような取り組みはされているか？
⇒観察会の実施については把握していない。
- ・生き物の生育生息状況を調査されているか？
⇒桂川クラブの情報を活用させていただいている。占有者ではこの場における調査は実施していない。
- ・環境部局や桂川クラブなどと協力し、行政による観察会の開催などができるとよい。
- ・次の桂川緑地公園と比べて管理の仕方が違っているようだ。良いほうの取り組みに合わせていけるとよい。
⇒情報共有しながら対応していきたい。
- ・全てに共通することとして草刈りがある。クズやアレチウリなどツル性の植物が目につき、各地で増えていて問題になっている。かつてクズは家畜のえさなどに利用されていたが近年はそれがなくなったのも一因。グラウンド、緑の芝生になっているところが多い。また、土の固いグラウンドが主流だったが、気軽に安全に使える芝のグラウンドが増えるように中長期的に対応されることを望む。
- ・京都府でも学校のグラウンドの芝生化の取り組みなどが進められているようだ。
- ・利用者数について、R6は大きく減となっているようだがその理由は？
⇒特に理由は考えられないが、今年は夏が暑かったこともあり、計測日の気候に影響されているのではないかと思う。
- ・利用者の特性などもわかるとよい。
- ・ランクAを継続、占有期間を3年とする。

■No. 57 桂川緑地公園（京都市西部土木みどり、ランクA）

- ・夏の草刈りを最低限としているということだが、面積が広い公園であり、河畔林の手前について一律の草丈に刈られているようだ。段階的に草丈を変化させるなどの対応により、草地性の鳥類、昆虫類の利用場所になる。カヤネズミの利用もあると思う。グリーンベルトのような丈の高い草

地をもう少し残すような工夫もされたい。すぐに効果は表れないかもしれないが、部署間で情報を共有して離宮前のような管理をされるとよい。

⇒業者には草地を残すように指示しているが、地元が良かれと思って刈ってしまったところもあるようだ。残す意味などもきちんと説明したり、目印を立てたりするなどの対応を検討していきたい。

- ・桂川三号井堰がアユ遡上のネックとなっている。毎年、漁協さんたちと汲み上げ放流をしている。指針案の p. 17 に鴨川のアユ遡上の話題が記載されているが桂川でも同様の取組みをしている。学生には漁協さんからの説明を聞いたり、投網の実演などをやったりしている。沿川市民の皆さんにも天然アユのことをもっと深く知ってもらいたい。アユをきっかけに、自然環境保全の取組みに対する理解を進められるとよい。
- ・看板の設置を予定とあるが、どのようなタイプを想定されているか？
⇒なぜ刈り残しをするか、という意図を伝えたい。グラウンドでは利用だけでなく、生物の生息に関して寄与するような取組みをしているということも示していきたい。
- ・堰堤が撤去される事例や嵐山の堰なども撤去される例もあるが、この場所は利水更新されているので30年はこのままということになるだろう。市民の皆さんに理解を深めてもらうよう努めてもらいたい。
⇒自由利用が原則で、利用者について詳しく把握できていないが、生物保全の取組みなどを紹介するようなことは努力していきたい。
- ・ランク A を継続、占用期間を3年とする。

■No. 64 久我橋東詰公園（京都市市民スポーツ振興室、ランク A）

- ・指定管理者により施設管理がなされている。その管理体制を生かし、水に親しむアクティビティのようなことにも取り込まれると河川公園としての意味があると感じる。
- ・たびたび冠水し、管理が大変だと思う。土のグラウンドより芝生化されると多少の凸凹も許容されるので管理もしやすくなるのではないかな。
- ・周辺自然環境として「堰の下流に平瀬がある」とある。アユ釣り場として管理され、ルアー釣り体験会なども行われている。周辺の住民の皆さんにあまり知られていないのは残念。
- ・水辺に近づける進入路がない。適切に手を入れていくことが必要になる場所だと感じた。
⇒すぐにできることばかりではないが、持ち帰って検討したい。
- ・指定管理者との契約内容の中に、スポーツ施設としての利用のほか、自然環境保全・活用に資する活用について記載されているか？なければ保全利用委員会の趣旨にのっとった記載を加えていただくとうい。
- ⇒樹木管理などを適切に行うような記載はあるかもしれないが、確認させていただく。
- ・自然環境を紹介する看板については設置済みとのことだが、広い公園であり、看板設置個所を増やすなどもうすこし充実した PR が必要だと感じた。
⇒カワウやサギの生息地に関する看板は既に設置済み。必要に応じ増やすことも検討したい。
- ・サギ類の集団生息地について、現在は確認できないと記載があるが実際はどうか？何か負荷がかかっているなど要因がある場合には、鳥類の専門家に相談するなどの対応が必要なのではないかな。
- ・現地の状況と看板の内容に齟齬がないようにするためには、離宮前のように入れ替え可能な看板にするなどの対応が良いかもしれない。
- ・水辺のオープンスペースの活用として、市民参加の生き物調査などは簡易にできて費用もあまりかからないと思うので参考にされたい。
- ・サイクリング利用も多いと思うので、たとえば沿川の銭湯利用促進など、町との接点生まれるような工夫をされるとよい。
- ・ごみの不法投棄が目についた。人の目が届くような取組みも必要と思う。
- ・じゃぶじゃぶ池があったと思う。水質管理が難しかったか？

⇒既に撤去している。撤去理由については手元に情報がなく、後日確認する。

- ・下水処理水を利用した流水保全水路が検討されていたこともあったと思う。処理水を高水敷に流すことなども含めて検討できないか。
- ・補足であるが、アユについて、桂川では再生産できていないのは下水処理水の影響ではないかと言われている。小川状の水路である程度温度を下げてから合流するような工夫ができるとよいのではないかという指摘である。
- ・関係機関で協力して取り組みができるとよい。本事項の主体(調整役)は淀川河川事務所になると思われるため、関係者で検討されたい。
- ・ランク A を継続、占用期間を 3 年とする。

■No. 51 桂川河川敷公園(大山崎町、ランク A)

- ・素敵な場所だと感じた。入口の緑のトンネル、支川の魚道もある。隣接する竹林が民有地で管理が大変だと聞いた。周辺の企業への働きかけなどに取り組んでもよい。ヒメボタルはほかの自治体では観光の目玉にもなっている。地域全体で取り組む、気軽に行ける良好な観光資源として生かせると思う。過剰な利用には配慮が必要だが適切な利用に満たないのは残念。亀岡ではアユモドキを隠しすぎて市民に知られていなかったような例もある。
- ・きっかけとしてのヒメボタルを上手に利用されたい。
- ・支川の魚道について看板はあるもののまだ不十分だと感じた。せつかくすぐ近くにあるので生かしてもらいたい。
- ・狐の渡しの看板も設置されているが、もう少しアピールを強くしてもよいと思う。
⇒魚道について、確かに生かせていない。引き続き検討したい。渡しについて、ボランティアの取り組みと合わせて検討を続けたい。
- ・緑地保全の制度はかかっているのか? 開発されてしまう恐れはないか?
⇒特に制度や規制はかかっていない。
- ・ヒメボタルは大山崎町の宝ともいえる。詳しい人に話を聞いて魅力的な林地を地域の人に知ってもらい、企業にも生かしてもらえるようにしてもらいたい。
- ・ヒメボタルの観察会以外で、乙訓の自然を守る会と協働で取り組まれているのか?
⇒特にない。
- ・河川レンジャーが活動しているようなら、協働で豊かな自然環境資源を生かした取り組みを展開されたい。
- ・ランク A を継続、占用期間を 3 年とする。

5. 一般傍聴者からの意見聴取

- ・一般傍聴者からの意見なし。

6. その他

- ・なし

以 上